受理第８－２３号

陳　情　書　等

件　名

指定管理者の不適切報告に関する是正指導および公文書の正確性確保に関する陳情書

令和８年１０月３０日

宇治市議会議長 殿

[redacted]
前田 清宣

陳 情 書
指定管理者の不適切報告に関する是正指導および公文書の正確性確保に関する陳情書

【陳情の趣旨】

宇治市営駐輪場の指定管理者である公益社団法人宇治市シルバー人材センターが宇治市に提出した報告書における事実誤認（一般人による転勤理由の定期解約申出を、学生等と誤認・誤記して報告した件）に関し、宇治市が地方自治法第244条の2第10項に基づく指導監督権限を行使して指定管理者へ訂正指導を行うとともに、宇治市情報公開条例に基づき保有公文書の正確性を確保するよう、市当局に対して強力に行政指導および是正措置を行わせることを求めます。

【陳情の理由】

１．開示公文書により明確になった事実誤認

情報公開請求、審査請求および答申を経て開示された「定期解約申出書」等の客観的資料によれば、該当の解約申出は「一般人が転勤を理由として行ったもの」であり、利用区分・適用金額・申出理由のいずれも一目瞭然であります。

２．指定管理者の誤報告と宇治市の是正放置

しかしながら、指定管理者から宇治市へ提出された報告においては、上記客観的事実と異なる記述（学生等と誤認した内容）がなされております。当方がこの誤記訂正および関連文書の提出を求めたところ、令和8年10月27日付（同センター）および10月28日付（宇治市長）の双方より「不存在（作成も所有もしていない）」とする形式的な非公開・不存在回答がなされるにとどまり、実質的な事実是正がなされておりません。

３．法制上の問題点と議会への求め

・地方自治法第244条の2第10項（指定管理者への指示権）

地方公共団体は指定管理者の適正な管理を確保するため「必要な指示」を行う法的責務を負っています。明白な事実誤認の報告を是正させずに放置することは、設置者としての指導監督義務の放棄にほかなりません。

・宇治市情報公開条例第31条第2項（公文書の適正管理）および第1条（説明責任）

同条例第31条第2項は公文書の適正な作成・保存および管理を義務付けており、同第1条は市政に対する市民の理解と信頼の確保（説明責任）を目的としています。市民への説明責任（アカウンタビリティ）を全うすべき公文書において、客観的事実と矛盾する記録を修正せず「不存在」として放置することは、同条例の趣旨および行政への信頼を著しく損なうものです。

市民の代表であり行政監視機能を有する宇治市議会におかれましては、本件の不適切処理および指導不足について所管委員会等で厳正に審査・調査を行い、市当局（都市整備部交通政策課等）に対して然るべき指導および是正措置を講じるよう働きかけていただくことを強く求める次第です。

以 上

添付：８宇都交第４４４号　公文書非公開決定通知書（不存在等）